

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成 25 年度福井県公共工事入札監視委員会（臨時会）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1 日 時 平成 26 年 2 月 4 日（火） 13:30 ～ 15:30

2 場 所 県庁 3 階 第 4 委員会室

3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順）

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

・入札契約制度に関する検討について

(3) 閉会

5 会議概要

・入札および契約制度に関する検討について

Q 補修工事や定期的な点検などの維持管理業務を一括契約や複数年契約で発注するような方法を検討してはどうか。

A 道路のパトロールや簡単な維持補修などを行う行政パトロール委託業務において、すでに複数業務の年間契約を導入している。他県で例のある除雪や除草などを含めた発注方法については、受け手となる建設業界の意見も聞きながら、行政パトロールの内容や問題点などを踏まえて今後検討していきたい。

Q 総合評価落札方式における評価項目について、国では工事成績を重視していると聞いており、工事成績が高い業者が受注しやすくなると思われるが、地域にとっては優良な業者が少数だけ残ることがいいのかという問題がある。工事成績はそんなに良くなくても、一定数の業者を維持したいとの考え方もあるが、今回の案は、そのような配慮をしたものか。

A そうである。地域防災力維持の観点から、災害がおきたときに、すぐに自社の社員と機械で一定の抑止工事や安全確保の工事に取り組めることが重要であると考えており、一定の施工力や工事の品質レベルを持つ業者を複数確保する必要があると考えている。

Q 正当な理由なく社会保険に加入しないなど従業員の雇用環境をおろそかにする事業者に対しては、厳正に対処すべきではないか。

A 県の設計額に労務費は含まれているにもかかわらず、元請業者から下請業者へ適正な労務費が渡されていない恐れがあるので、今回、元請下請適正化指導要綱を作り、元請は下請へ適正な労務費を渡すよう指導することとした。

また、建設業許可の更新時などに社会保険の未加入が見つければ加入を指導し、それでも加入しない場合は保険部局へ通報するなど、加入指導に取り組んでいる。

Q 若手技術者の育成についてはどのように考えているか。

A 現在、公共工事入札契約適正化法や公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が検討されており、今後、国の状況も踏まえて検討していきたい。